

令和 8 年 第 1 回

# 大崎町議会臨時会会議録

令和 8 年 1 月 16 日

大 崎 町 議 会

令和 8 年第 1 回大崎町議会臨時会

会 期

令和 8 年 1 月 1 6 日 (金) 1 日間

月 日	曜日	本会議	委員会	摘 要
1 月 1 6 日	金	第 1 日		会 期 の 決 定 議案等上程審議

令和8年第1回大崎町議会臨時会会議録目次

第1号（1月16日）（金）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 行政報告	5
6. 日程第4 議案第1号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	6
中野町長提案理由説明	7
宮本総務課長	7
鷺東慎一議員	10
中野町長	11
宮本総務課長	11
鷺東慎一議員	11
中野町長	11
千歳副町長	11
鷺東慎一議員	12
中野町長	12
7. 日程第5 議案第2号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議 会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	13
中野町長提案理由説明	13
宮本総務課長	13
8. 日程第6 議案第3号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）	15
中野町長提案理由説明	15
宮本総務課長	15
中山美幸議員	16
中野町長	16
岩元保健福祉課長	16
宮本総務課長	17
中山美幸議員	17
9. 日程第7 議案第4号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正	

	予算（第3号）	18
	中野町長提案理由説明	18
	岩元保健福祉課長	18
10.	日程第8 議案第5号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）	20
	中野町長提案理由説明	20
	川越水道課長	20
11.	日程第9 議案第6号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算 （第2号）	21
	中野町長提案理由説明	21
	川越水道課長	21
12.	日程第10 発議第1号 ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案） の提出について	22
	中山美幸議員	22
13.	閉    会	24

第 1 号

1 月 1 6 日 (金)

# 令和8年第1回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和8年1月16日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（4番，5番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 7 議案第 4号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 5号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 6号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 発議第 1号 ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案）の提出について

## 2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

- |         |          |
|---------|----------|
| 1番 藤田香澄 | 8番 宮本昭一  |
| 3番 岡元修一 | 9番 中倉広文  |
| 4番 富重幸博 | 10番 中山美幸 |
| 5番 児玉孝徳 | 11番 鷲東慎一 |
| 6番 稲留光晴 | 12番 吉原信雄 |
| 7番 神崎文男 |          |

## 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

## 4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町	長	中	野	伸	一				
副	町	長	千	歳	史	郎			
教	育	長	穂	園	正	幸			
総	務	課	長	官	本	修	一		
保	健	福	祉	課	長	岩	元	貴	幸
水	道	課	長	川	越	龍	一		
		他関係職員							

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事	務	局	長	久	保	健	一	朗		
次	長	兼	調	査	係	長	上	橋	孝	幸
次	長	兼	議	事	係	長	松	元	幸	紀
庶	務	係	主	任	西	ゆ	か	り		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） これより、令和8年第1回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに会を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原信雄議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、富重幸博議員、5番、児玉孝徳議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（吉原信雄議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

-----○-----

#### 日程第3 行政報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第3「行政報告」を行います。これを許可します。

○町長（中野伸一君） 令和8年第1回議会臨時会に当たりまして、諸般の行政報告をいたします。

まず、保健福祉課関係でございます。

医療確保プロジェクトの進捗状況につきまして御報告いたします。12月定例会におきまして、サテライト診療所希望の医療法人が玲心会であったことを報告しておりますが、さらにその後の状況について御報告いたします。

サテライト診療所設置運営等支援事業補助金の交付対象者として提出されました計画書類等につきましては、事前に審査委員会を行うことになっておりますが、去る12月18日に審査委員会を開催し、提出された書類の内容等の審査を行っております。審査委員会では、計画の概要と医療法人の代表者である春別府先生、及び派遣される予定の医師の資格や経歴、補助金の希望内容、今後のスケジュール案、建設予定地及び建物の詳細などが示されたところでございます。町内の医師や金融機関の代表者などの委員からは、かかりつけ医として町内医師との連携を図るよう要望をいただくなど、活発な意見のもと審査は行われ、最終的には対象者としてふ

さわしいと判断されました。その結果をもとに、翌日、玲心会に対しまして採択の通知を送付しております。

補助金の申請につきましては、現在、土地の交渉中であるため、早くても4月以降の申請になるとの情報から、当初予算において予算要求をさせていただき見込みでございます。今後、さらに玲心会と協議を進めた上で、3月議会ではその詳細を御説明させていただき予定でございます。住民の皆様が待ち望んでいる町内の医療確保策が、また一歩進んだものと思っておりますし、私といたしましても前町長から受け継いだ、この医療確保施策を継続して進めていくことが重要であると思っておりますので、今後とも御協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、大崎町永吉の医療法人坂元内科クリニックにつきましては、本年3月末をもちまして閉院する旨、連絡がございましたので御報告いたします。

次に、企画政策課関係でございます。

企業立地の状況について御報告いたします。令和8年1月8日に、鹿児島県商工労働水産部次長を立会人として、いちき串木野市に本社を置く鹿児島プロフーズ株式会社と立地協定を締結いたしました。同社との立地協定につきましては、昨年の12月定例会において鶏糞ボイラープラントの設置について御報告させていただきましたが、このたび、麺類スープなどの食品用エキス工場の新設について立地協定を締結いたしました。立地の場所は、大崎町持留1967の1番地で、現在の大崎工場に接する町道の向かい側でございます。

また、建物面積は約1,690平方メートルで、新規従業員数は7名、操業開始は令和8年10月を予定されております。なお、本町への新工場設置は、高速道路の開通や志布志港活用の利便性、並びにエキス原料が大隅半島に集中しており鮮度管理の重要性から、同社の谷山工場にあるエキス事業部を大崎工場に移転し、エキス製造販売事業における物流の拠点にしたいとの意向を伺っております。今回の企業立地が地域における雇用の創出はもとより、地域経済の浮揚発展に大きく貢献するものと期待しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） これで、行政報告を終わります。

-----○-----

**日程第4 議案第1号 大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について**

○議長（吉原信雄議員） 日程第4、議案第1号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（中野伸一君） それでは、議案第1号につきまして御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給率等の改定を行うため、大崎町職員の給与に関する条例及び大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） 御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与に関し国会及び内閣に対して行った勧告に伴い、国において給与法が改正されたことを受けまして、本町においてもこの勧告に基づき、大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、一般職の職員の給与について、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額全体の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率を、それぞれ0.025月分引き上げるものと、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の引き上げ、期末手当及び勤勉手当の支給率を、それぞれ0.025月分引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与について定めております大崎町職員の給与に関する条例でございます。右側が現行、左側が改正案で、アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

まず、第1条関係でございます。第9条は通勤手当の額についての規定でございますが、第2項第2号は、自動車等使用者に対する支給月額に関する規定でございます。同号ウの、使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満から、スの片道60キロメートル以上の支給額を距離に応じて引き上げるもので、同号ウ中「7,100円」を「7,300円」に、同号エ中「1万円」を「1万400円」に、同号オ中「1万2,900円」を「1万3,500円」に、2ページをお願いいたしまして、同号カ中「1万5,800円」を「1万6,600円」に、同号キ中「1万8,700円」を「1万9,700円」に、同号ク中「2万1,600円」を「2万2,800円」に、同号ケ中「2万4,400円」を「2万5,900円」に、同号コ中「2万6,200円」を「2万9,100円」に、同号サ中「2万8,000円」を「3万2,300円」に、同号シ中「2万9,800円」を「3万5,900円」に、同号ス中「3万1,600円」を「3万8,700円」に改めるものでございます。

第14条は宿日直手当の額についての規定でございますが、第1項は宿日直勤務

に係る支給額に関する規定でございます。第14条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。第16条第2項は期末手当の額についての規定でございますが、職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員移管する規定でございます。期末手当は6月期及び12月期に支給されますが、6月期の方は巢での支給済であるため、支給率を改定せず、12月期の支給率を100分の125から「100分の127.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

また、管理職につきましては同様に、12月期の支給率を「100分の105」から「100分の107.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

第3項でございますが、こちらは定年前再任用短時間勤務職員の期末手当に関する規定でございます。第2項と同じく、6月期の期末手当は既に支給済であるため、支給率を改定せず、12月期の支給率を「100分の70」から「100分の72.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

また、同様に、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては、12月期の支給率を「100分の60」から「100分の62.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

第17条第2項は、勤勉手当の額についての規定でございます。4ページをお願いいたしまして、第1号は職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございます。勤勉手当は6月期及び12月期に支給されますが、6月期の方は既に支給済であるため、支給率を改定せず、12月期の支給率を「100分の105」から「100分の107.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

また、管理職につきましては同様に、12月期の支給率を「100分の125」から「100分の127.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

第2号でございますが、こちらは定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当に関する規定でございます。第1号と同じく、6月期の勤勉手当は既に支給済であるため、支給率を改定せず、12月の支給率を「100分の50」から「100分の52.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

また、同様に、管理または監督に地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては、12月の支給率を「100分の60」から「100分の62.5」に改め、0.025月分引き上げるものでございます。

次に、4ページから10ページまでは、行政職給料表の改定でございます。現行から改正案の額に改定するものでございます。改定率につきましては、平均で3.

3%の引き上げとなっております。

具体的には、初任給を1万2,300円程度引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、その他の職員につきましても給料月額を引き上げるものでございます。

なお、改正後の大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和7年4月1日に遡及して適用することを附則で規定しております。

次に、11ページをお願いいたします。第2条関係でございます。第16条第2項は、期末手当の額についての規定でございます。期末手当は6月期及び12月期に支給されますが、令和7年度の期末手当の支給率を令和8年度以降の支給率に改定するものでございます。

第16条第2項は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の125」及び12月期の「100分の127.5」を「100分の126.25」に改めるものでございます。

また、管理職につきましては、6月期の「100分の105」及び12月期の「100分の107.5」を「100分の106.25」に改めるものでございます。これらは、令和8年度以降においても、6月期及び12月期の期末手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

次に、第3項でございます。こちらは、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の70」及び12月期の「100分の72.5」を「100分の71.25」に改めるものでございます。

また、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては、6月期の「100分の60」及び12月期の「100分の62.5」を「100分の61.25」に改めるものでございます。定年前再任用短時間勤務職員につきましても同様に、令和8年度以降、6月期及び12月期の期末手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

第17条第2項は、勤勉手当の額についての規定でございます。12ページをお願いいたします。勤勉手当も、期末手当と同様に、令和7年度の勤勉手当の支給率を令和8年度以降の支給率に改定するものでございます。

第17条第2項第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の105」及び12月期の「100分の107.5」を「100分の106.25」に改めるものでございます。

また、管理職につきましては、6月期の「100分の125」及び12月期の「100分の127.5」を「100分の126.25」に改めるものでございます。これらは、令和8年度以降においても6月期及び12月期の勤勉手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

次に、2号でございます。こちらは、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定でございますが、6月期の「100分の50」及び12月期の「100分の52.5」を「100分の51.25」に改めるものでございます。

また、管理または監督の地位にある定年前再任用短時間勤務職員につきましては、6月期の「100分の60」及び12月期の「100分の62.5」を「100分の61.25」に改めるものでございます。定年前再任用短時間勤務職員につきましても同様に、令和8年度以降、6月期及び12月期の勤勉手当の支給率が均等になるように改めるものでございます。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行することを附則で規定しております。13ページをお願いいたします。第3条関係は、大崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第25条は通勤に係る費用弁償についての規定でございますが、第2項は自動車等使用者に対する支給日額に関する規定でございます。第3号の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満から、第13号の片道60キロメートル以上の支給額を距離に応じて引き上げるもので、第3号中「340円」を「350円」に、同項第4号中「480円」を「500円」に、同項第5号中「620円」を「650円」に、同項第6号中「760円」を「800円」に、同項第7号中「900円」を「940円」に、14ページをお願いいたしまして、同項第8号中「1,030円」を「1,090円」に、同項第9号中「1,170円」を「1,240円」に、同項第10号中「1,250円」を「1,390円」に、同項第11号中「1,340円」を「1,540円」に、同項第12号中「1,420円」を「1,700円」に、同項第13号中「1,510円」を「1,850円」に改めるものでございます。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行することを附則で規定しております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。

○11番（鷲東慎一議員） 1点確認なんですけど、本案件に対しては上位法の改定でスライド式で改定ということで理解しているんですけども、そもそもの部分で本町の給与水準というのは県内で比べたら最下位に近いぐらいの給与水準だというふうには私はお聞きしたような気がするんですけど、それは本当なのかどうかちょっとお聞きしたい部分で、これはなんでいうかという、前回、東町長にもお聞きしたときに、合併の後に経済状況が厳しかったと、本町が。そのときに給与水準をそのまま維持したか絞ったかわかりませんが、上げていないということで、確か答弁されていたと思います。それを踏まえた上で、本町は近隣から比べると給与水準が著し

く低いんじゃないかという認識があるんですが、そのあたりは実際数字としてはどうなのか。ラスパイレス指数も低いというのも伺っておりますけども、そこも含めたお答えをいただきたいと思います。

○町長（中野伸一君） ただいまの御質問につきまして、数値的なものにつきましては総務課長が答弁いたします。

○総務課長（宮本修一君） 大崎町職員の給与の水準に関する御質問だったかと思えますけれども、今現在のラスパイレス指数について、現状の状況を報告させていただきたいと思えます。

令和6年4月1日と令和7年4月1日を比較したのになりますけれども、令和6年4月1日につきましては、大崎町のラスパイレス指数が94.5、令和7年4月1日につきましては95.7、1.2%上昇はしております。けれども、この95.7につきましては、24町村中11番目の数字でございます。

以上です。

○11番（鷲東慎一議員） 町長が前、答弁したのは基本給が低いという意味合いだったんですかね、各市町村と比べたら、近隣から比べたら。私、何が言いたいかというと、やはり、当時財政状況が厳しかった部分で下げているのはその当時の判断だと思います。でも、現状、その当時からすると何十年、20年以上たっているわけです。ということは、やはり近隣の水準と合わせたぐらいの給与水準に持っていくのが妥当んじゃないか。本来であれば、本町の場合は仕事量的に見ても近隣の市町村と比べるとものすごく頑張っているんじゃないかと思えます、職員もですね。だから、逆に上げてもいいんじゃないかなと思うぐらいと認識しているんですが、そのあたりの認識は本町としてはどう思っているのか、ちょっとお願いします。

○町長（中野伸一君） ただいまの御質問につきましては、鷲東議員から大変職員のことを慮っての御意見だと受け止めております。ありがとうございます。

職員の給与水準につきましては、基本給は給料表は同じものを使っておりますので変わらないんですけれども、昇格基準であるとか昇給基準、そのようなところが異なっているのかなと、若干、ほかの自治体との差があるのかなと思っております。先ほどラスパイレス指数のこともございまして、職員組合や近隣の自治体の状況というところの状況を見ながら、今おっしゃったような是正といいますか、そういうことができるのであればありがたいかなと思っております。

また、是正した際には人件費とかそういう形で予算がまた上がってくると思えますので、その際にまた、議会の皆様方の御審議を賜りたいと考えております。

以上でございます。

○副町長（千歳史郎君） 町長に補足して御説明いたします。

昨年もそういう御質問をいただきました。東町長のほうも、やはり近隣と比べればちょっと低いということで、考えていきますということを言われました。それで、職員組合との協議を12月にいたしました。その中で、やはり近隣と比べれば、今合ったように昇格基準とかそこらがちょっと大崎は低かったということで、職員組合との協議の中で、来年1月1日は昇給になりますので、そこで昇給をさせようということで組合のほうとは妥協をしたところでございます。1年かけて調整をしていくということでございます。

以上でございます。

- 11番（鷲東慎一議員） 是非ですねそういういい方向で持って行っていただきたいなというふうに思います。これは正職以外の臨時職員も含めてですね、やはり考えて是正していくべき、変えていくべきは変えていったほうがいいんじゃないかなと思います。

併せて、もう1つ、これはお願いじゃないですけど、これも委員会のときにいいましたけども、出張経費で高速を片道しか乗れないという大崎町は規定がありますよね。ほかの市町村は両方行っても帰っても近場でも高速を使っていいですよという形なんです、議会もなんですけども。片道は高速に乗るけど、片道は乗らない、下道に行く。やはり、こういう時間的なロスも含めた、職員も時間的な部分、高速も含めたそのあたりの改定も、細かい部分ではありますけども、やはり考えていく必要があるんじゃないかなと。これはお願いベースかもしれません。これも執行部のほうでまた考えていただきたいなと思います。何か答弁があれば。

- 町長（中野伸一君） ただいまの件につきまして、ECTの活用だとか、高速道路も野方インターも誘致活動をした経緯もございますので、是非、有効活用に向けて是正をしていきたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第1号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「大崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉原信雄議員） 日程第5、議案第2号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（中野伸一君） それでは、御説明いたします。

本案は、令和7年人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づき、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当の支給率の改定を行うため、大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） 御説明いたします。

本案は、人事院勧告に伴う一般職の給与改定及び特別職の職員の給与に関する法律の字句を改正する法律に基づき、町長等の特別職に係る期末手当の支給率を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、1ページをお願いいたします。第1条関係につきましては、大崎町町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、町長、副町長、教育長の給与等に関するもので、アン

ダーラインの箇所が改正部分でございます。

第2条第5項は、期末手当の額についての規定でございますが、この支給率を年間0.05月分引き上げるものでございます。12月に支給する場合の支給率を「100分の172.5」から「100分の177.5」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、第2条関係でございますが、同じく、町長、副町長、教育長の給与等に関する条例の一部改正でございます。令和8年度以降の期末手当については、6月期と12月期の支給率が、同じ「100分の175」と均等になるように改めるものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、3ページをお願いいたします。第3条関係は、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第5条第2項は、議会議員の期末手当の額についての規定でございますが、これも町長等と同じく、年間0.05月分引き上げるものでございます。12月期に支給する場合の支給率を「100分の172.5」から「100分の177.5」に改めるものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から適用することを附則で規定しております。

次に、第4条関係でございます。同じく、大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。令和8年度以降の期末手当につきましては、町長等と同様に、6月期と12月期の支給率が同じ「100分の175」と均等になるように改めるものでございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から適用することを附則で規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第2号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「大崎町町長等の給与等に関する条例及び大崎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第3号 令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、議案第3号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,372万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億3,752万6,000円にするものでございます。歳出の主なものは、国の強い経済を実現する総合経済対策による物価高対応子育て応援手当支給事業に係る経費、国の人事院勧告に伴う人件費の増額、及び額の確定に伴う国庫支出金返還金でございます。歳入の主なものは、歳出に伴う国庫支出金の増、及び地方交付税の増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますが、人件費につきましては、人事院勧告に伴う調整が主なものでございますので説明を省略させていただきます。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目14諸費299万6,000円は、額の確定に伴う過年度分子ども・子育て支援交付金返還金140万8,000円と、過年度分児童手当交付金返還金158万8,000円でございます。

11ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目3物価高騰対

応重点支援事業費につきましては、国の総合経済対策に伴う物価高対応子育て応援手当支給事業に要する経費でございます。節10需用費8万1,000円は、支給事務に要する消耗品費でございます。節11役務費16万9,000円は、通知文書等の発送に係る通信運搬費9万4,000円と、口座振込に係る手数料7万5,000円でございます。節18負担金、補助及び交付金3,300万円は、物価高対応子育て応援手当でございます。

歳出の最後に予備費を載せてございますが、これは財源の調整によるものでございます。

これで歳出の説明を終わります。次に歳入の主なものについて御説明いたします。

7ページをお願いいたします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税3,000万円の増は、財源の調整でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金3,324万9,000円の増は、物価高対応子育て応援手当支給事業補助金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。議案第3号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」について、何か質疑はありませんか。

○10番（中山美幸議員） まず、お伺いいたします。国の物価高騰に対する子育て応援手当について、別添の付属資料いただいておりますが、その事業内容のところ、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対してと書いてあります。非常に残念であります。いろいろな事情があつて、例えば祖父母、そういった家庭もあろうかと思うんですね、父母がいらっしやなくて。これは要項にうたつてあるのかどうか分かりませんが、説明だけの資料だったのかどうか分かりませんが、こういう文言に対してはどのようなことなのか、まず、それが1点。

それと、国のほうで物価高騰の予算を支給をしているのがあるようですが、他の光熱費、その他の食材、そういったものに対する助成、前回の一般質問でも若干お伺いしましたが、それが支給がなされるような自治体もあろうかと思うんですが、本町の場合は今回の補正予算、計上がないようですが、この2点についてどのような措置をするのかお伺いいたします。

○町長（中野伸一君） ただいまの御質問につきまして、まず1点目については福祉課長が答弁いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、物価高の子どもへの手当につきまして御説明いたします。

一応、国からの要項等で父母等というような表現をさせていただいておりますが、

今おっしゃったようにいろんな家庭の事情がございまして、例えばDVであったり、今後離婚調停中であるとか、そういった場合も必要な方に支給ができるように、こちらのほうも確認を取りながら進めるということで、国のQ&Aでも来ておりますので、そのような対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○総務課長（宮本修一君） もう1点の、物価高騰対応重点支援事業の関係の御質問であったかと思えますけども、令和7年度の国の補正予算に対応する各自治体の補正予算で、令和7年度で計上する自治体もあろうかと考えております。

大崎町においては、その部分については令和8年度で予算計上する予定にしておりまして、具体的に例で申しますと、地域通貨の部分をオオサキポイント事業、1人2万円程度のポイントを付与する計画で、今、予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 今、総務課長のほうで、2万円程度のポイントをポイント事業でというような話もございました。そのポイント事業には、この前の一般質問でもいろいろと問題があるということでお話をしたわけですが、非常に残念ながら、支給されたカードを捨てていらっしゃる方もあろうかというふうに、私自身が自分の目で確認しておりませんのではっきりとしたことは言えませんが、情報によりますと、あるお店のレシートを捨てる場所に捨ててあったというような話もお伺いしております。そういったところを確認しないと、非常にまずいのかなと思います。各個人にちゃんとその支給が行き渡らない部分があろうかと思っておりますので、確認をしっかりとして支給するように要望しておきます。

また、特に離婚調停中の支給については、また、それによって問題が発生する可能性もございますよね。いろいろな問題があると思いますので、しっかりと確認をしてやっていただきたいということと、それと、3月31日までの新生児ということですが、別添の資料にもありますが、出産の手続をされた時点で、同時にできるということがありますので、それも住民を手間取りをさせないようにしっかりと担当課では善処していただきたいというふうに申し上げておきます。

以上です。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号は、会議規則第39条

第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第3号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「令和7年度大崎町一般会計補正予算（第6号）」については原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第7 議案第4号 令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、議案第4号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ238万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,588万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、令和7年人事院勧告並びに会計年度任用職員の配置換えに伴います人件費の補正でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださるようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（岩元貴幸君） それでは、御説明いたします。

今回の補正は、会計年度任用職員の人件費に係るものでございますが、人事院勧告に伴う増額補正及び配置換えに伴う減額補正によりまして、結果、減額の補正となっております。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の7ページをお開きください。  
款4保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節1報酬から節8旅費  
までの254万5,000円の減は、会計年度任用職員の配置換えに伴う人件費の  
減でございます。項2特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節1報  
酬から節8旅費までの16万円の増は、こちらも会計年度任用職員の人件費でござ  
いですが、人事院勧告に伴う増額分と実績に伴う補正によるものでございます。

以上で歳出を終わりました、次に歳入を御説明いたします。6ページを御覧くだ  
さい。

款4県支出金、目1県補助金238万5,000円の減は、県繰入金の実績見込  
みに伴う減でございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。議案第4号「令和7年度大崎町国  
民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条  
第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第4号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予  
算（第3号）」については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「令和7年度大崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3号）」については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第8、議案第5号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。

本案は、収益的支出の予定額を2億4,276万4,000円に、資本的支出の予定額を1億8,855万4,000円とするものでございます。

補正の内容としましては、人事院勧告に伴う人件費の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

ただいま町長の提案理由にもございましたが、今回の補正は人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の給与月額改定に伴う補正増でございます。

参考資料で御説明いたしますので、補正予算書の11ページをお願いします。

はじめに、収益的支出でございます。第1款水道事業費用、項1営業費用が105万8,000円の増額ですが、その内訳は、目1原水及び上水費が12万2,000円の増、目2配水及び給水費が32万3,000円の増、目3総係費が61万3,000円の増であり、節の給与と手当は職員分、報酬は会計年度任用職員分でございます。

次に、12ページをお願いいたします。資本的支出でございます。款1資本的支出、項1建設改良費、目1建設改良事業費5万4,000円の増は、人事院勧告に基づく工務係職員の給与月額改定に伴う給与と手当の補正増でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。議案第5号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」について、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第5号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」  
については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「令和7年度大崎町水道事業会計補正予算（第2号）」につ  
いては原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（吉原信雄議員） 日程第9、議案第6号「令和7年度大崎町公共下水道事業会  
計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中野伸一君） 御説明いたします。

本案は、収益的支出の予定額を2億454万5,000円にするものでございま  
す。

補正の内容としましては、人事院勧告に伴う人件費の補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○水道課長（川越龍一君） それでは、御説明いたします。

補正予算書の3ページの参考資料をお願いいたします。

収益的支出の補正でございます。第1款下水道事業費用、第1項営業費用、目3  
総係費、節給与の26万円の増額は、下水道管理系の職員2名分の人事勧告に伴う  
給与月額増額によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。議案第6号「令和7年度大崎町公  
共下水道事業会計補正予算（第2号）」について、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第6号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号「令和7年度大崎町公共下水道事業会計補正予算（第2号）」については原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第10 発議第1号 ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案）の提出について

○議長（吉原信雄議員） 日程第10、発議第1号「ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○10番（中山美幸議員） 発議第1号、ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案）の提出について。

大崎町議会議長、吉原信雄殿。

提出者、大崎町議会議員、中山美幸。

令和8年1月16日。

ふるさと納税制度は、納税者が自らの意思により応援したい自治体を選び、地域振興や地方創生に参画できる制度として、地方自治体にとって重要な役割を担っております。2026年度税制改正大綱原案において、寄附者個人の所得や寄附金額に新たな上限を設けることを検討すべきとの議論がなされており、こうした制度改革は、寄附者の自由意思を損なうとともに、地方自治体の自主性や財源確保に影響

を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、本議会において、地方自治法第99条の規定に基づき、ふるさと納税制度において寄附者の上限を設けないことを国に求める意見書について、御審議の上、衆議院議長、額賀福志郎氏、参議院議長、関口正和氏、内閣総理大臣、高市早苗氏、総務大臣、林芳正氏、財務大臣、片山さつき氏宛に提出されるよう要望するものです。

なお、意見書案につきましては、別紙添付のとおりであります。

よろしく御審議、御可決くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、採決に入ります。

お諮りします。発議第1号「ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号「ふるさと納税制度の在り方に関する意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

なお、ここでさらにお諮りします。

ただいま可決されました意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣宛に提出されたいとの要望であります。町議会議長名をもって、それぞれ関係各機関宛に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました意見書は、町議会議長名をもって、それぞれ関係各機関宛に提出することに決定いたしました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和8年第1回大崎町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時57分